

質 問 回 答 書

令和6年12月26日

「橋本市民病院 クレジットカード決済に係る指定代理納付業務委託」の質問事項について下記のとおり回答します。

	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書「6.端末機」(7)	自動精算機の登録更新の手続料は納付事業者負担とありますが、一般的には病院負担だと認識しております。納付事業者負担だとしたら、どのような費用でどの様に請求されるものかと、契約期間内にかかる金額の目安をご教示ください。	カード会社を追加・変更する場合は自動精算機側の設定変更が必要になりその作業費用となります。請求方法については、精算機業者と協議してください。なお、金額の目安は3台で100,000円(税込)程度となります。
2	仕様書「6.業務内容」(1)	③自動精算機のカード決済端末は、自動精算機にすでに備えている決済端末を使用する認識です。この認識でよろしいでしょうか。	設置事業者と協議し、決定してください。